

※事前説明書

第8条第5号業者間	第8条の2第2項一般顧客	内 容	具 体 的 内 容
イ	一	品種等の名称	伝書鳩
ロ x	二	性成熟期の標準体重、標準体長 その他の体の大きさに係わる情報	標準体重450g 標準体長28cm
ハ x	三	平均寿命その他の飼養期間に係わる情報	平均寿命15年
ニ x	四	飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	鳩舎内は止まり木や巣房を配し通風を良くすると共に猫やカラス等の侵入を防ぐ構造が望ましい
ホ x	五	適切な給餌及び給水の方法	給餌回数は通常2回の給餌で与える事が多い 給水は飲水器等を用い新鮮な水を与える
ヘ x	六	適切な運動及び休養の方法	通常選手鳩に付いては舎外運動や訓練をさせ体力や帰巢能力を鍛える。疲労時は休養をとらせる
ト x	七	主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防法	サルモネラ菌・大腸菌・マイコプラズマ・クラミジア等の細菌感染には各種抗生剤や抗菌剤を投与する パラミクソウイルス予防では各種ワクチン接種等 整腸剤・ビタミン・善玉菌等適宜与え健康管理を図る
チ x	八	不妊又は去勢の措置の方法及びその費用	伝書鳩は通常不妊や去勢の手術を行わない
リ x	九	子に掲げる他みだりな繁殖を制限するための措置	通常は春先から数回の繁殖を行うが、その後は分離飼育が望ましい
ヌ x	十	遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容	下記関係法令の内容 (詳細は環境省HPを参照ください) ※動物の愛護及び管理に関する法律⇒適正な飼育と遺棄の禁止 ※狂犬病予防法⇒毎年狂犬病予防接種を行う事 ※特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律⇒飼育困難等で外来種を逃がしてはいけない ※鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律⇒捕獲禁止鳥獣等
ル	十一	性別の判定結果	血統書を参照ください
ヲ	十二	生年月日	血統書を参照ください。
ワ	十三	不妊又は去勢の措置の実施状況	伝書鳩は通常不妊や去勢の手術を行わない
カ	十四	繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地	血統書を参照ください。
ヨ	十五	所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売時)	
タ	十六	当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等	定期的投薬等 病歴 なし
レ	十七	当該動物の親及び同腹子に係わる遺伝性疾患の発生状況	なし
ソ	十八	イからレ(一から十七)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項	通気等を充分とり適正羽数の飼育を心掛けると共に舎外・糞害・掃除騒音等近隣に配慮する事が望ましい ※不明な点があればお問い合わせください。

★上記事前説明書の交付により、事前説明の内容を確認致しました。

平成 年 月 日

当該鳩番号

FAXは署名⇒ 署名
メールは記名⇒ (記名)